お知らせ・募集

くわしくは浦添市ホームページへ

税金・保険・年金

「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」の第2期納期限

問 国民健康保険課 徴収係 内線3717～3722

令和5年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期の納期限は8月31日(木)です。納め忘れにご注意ください。

暮らし・環境・福祉

介護予防教室参加者募集

問 いきいき高齢支援課 ☎(876)1292

9月から介護予防教室を開催します。教室により、開催日時や場所が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

対象 市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人、初めての人を優先。

受付期間 8月21日(月)まで

申込方法 いきいき高齢支援課に電話で予約後、窓口で申込書を記入。

その他 各教室、定員に達し次第受け付けを終了します。

※健康状態によっては、医師による診療情報提供書の提出や参加をお断りする場合があります。

【生きいき貯筋くらぶ(筋トレ)】
期間 2か月間(週2回)
費用 1か月につき1600円
場所 メディカルジムVIVID

【アクアトレーニングくらぶ(水中運動)】
期間 2か月間(週2回)
費用 1か月につき1600円
場所 JSS浦添スイミングスクール

【生きいき体操教室】
期間 3か月間(週1回)
費用 1クール2400円
場所 メディカルジムVIVID

▲詳しくはこちら

認知症かなと思ったら、認知症初期集中支援チームにご相談ください

問 いきいき高齢支援課 ☎(876)1292

認知症初期集中支援チームをご存じですか？市では認知症専門医、保健師・看護師、社会福祉士などの専門チームが、認知症を疑われる人やその家族に早期に関わり、健康状態の確認や適切なサービスにつながるよう早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。支援期間はおおむね6か月です。

対象 在宅で生活している原則40歳以上の人で、認知症の疑いがある人、または認知症の人で、次の①、②いずれかに該当する人
①医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人
②医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している人

相談窓口 いきいき高齢支援課在宅支援係、またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

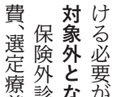
▲詳しくはこちら

重度心身障害者(児)への医療費助成

問 障がい福祉課 内線3565

■医療費助成の対象者
市内に住所がある人(ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く)、または本市から他市町村の施設に入所している人で健康保険に加入している人のうち左記のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1級・2級
・療育手帳A1・A2
※一定の所得制限あり

助成金の受給方法
①自動償還払い
県内の協力医療機関で、受給資格者証を提示して受診した医療費は、市役所窓口での申請は不要です。
②市役所窓口での申請
領収書は診療月の翌月から1年以内のものが有効です。
自動償還に対応していない医療機関で受診した場合や、入院時の居住費、訪問看護、はり、きゅう、あんま、整骨院を利用した場合等は、市役所窓口での申請が必要です。

受給資格者証の更新
現在、受給中の人には、新しい受給資格者証(そら色)を郵送しています。まだ届いていない人はご連絡ください。

▲詳しくはこちら

牧港補給地区の跡地利用計画説明会

問 跡地未来課 ☎(876)1209

牧港補給地区の跡地利用計画について、市民を対象とした説明会を開催します。事前申し込みは必要ありません。

日時 8月19日(土)
①午後1時～ ②午後4時～
場所 浦添市社会福祉センター大研修室
※地権者向けは別途開催

水道の用途確認

問 上下水道部 営業課 ☎(877)4869

水道料金の単価等は、水道の使用目的(用途)によって異なります。

家事用 主に家庭用として水道を使用する場合
営業用 営業または営業に付随する用途で水道を使用する場合(会社・店舗・畑・工場等)
臨時用 工事等(解体含む)、興行、売店等短期間臨時に水道を使用する場合
連合用 1個の市水道メーターを2世帯以上で使用する場合(店舗等は含まない)。適用基準を満たす場合は、申請により適用を受けることができます。

※用途は、検針時に配布する「検針のお知らせ」に記載されています。住宅の改築、増築等を行う場合は用途の確認をお願いします。

▲詳しくはこちら

下水道使用料の改定

問 上下水道部 経営企画室 ☎(877)4869

下水道の使用者の皆さまが将来にわたって安心して下水道をお使いいただき、独立採算による事業経営を図るために、令和5年4月1日から下水道使用料が変わりました。令和5年4月1日より前から継続して使用している人は、令和5年度の所得申告が済んでいない人は、現況届提出前に所得申告をしてください。

※来庁する人は、混雑が予想されるため、時間にゆとりを持ってお越しください。

子育て・教育

こども医療費助成

問 こども家庭課 ☎(876)1280

こどもの外来医療費および入院医療費助成を受ける場合は、受給資格者証の申請が必要です。対象年齢のこどもが世帯にいる場合は、こども家庭課窓口で申請してください。

対象年齢 0歳から中学校修了前(15歳の誕生日到達後の最初の3月31日まで)

手続に必要なもの
・こどもの健康保険証
・保護者の普通預金通帳

※詳しい助成方法は、市ホームページをご覧ください。

▲詳しくはこちら

▲下水道使用料の改定

こども医療費の貸付制度

問 こども家庭課 ☎(876)1280

医療機関窓口での支払いが困難な人に対して、支払金を貸し付ける制度があります。利用するには、貸付資格の認定を受ける必要があります。

対象外となる医療費
保険外診療、入院時食事療養費、選定療養費等は病院窓口で支払う必要があります。

※貸付制度実施医療機関等は、市ホームページをご覧ください。

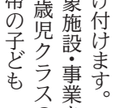
▲詳しくはこちら

児童扶養手当の現況届

問 こども家庭課 ☎(876)1280

児童扶養手当の受給者は、資格確認のために「現況届」の提出が必要です。届け出がない場合、11月分以降の手当が受けられなくなります。

届け出は原則LINEでの事前予約受け付けです。対象者には現況届の案内通知と併せて二次元コードを送付しています。各予約日の締め切りは、2日前までとなりますのでご注意ください。当日受け付けもできますが、待ち時間が長くなることが予想されます。

受付期間
【市役所9階】
8月1日(火)～18日(金)※土日・祝日を除く
休日窓口 8月20日(日)
夜間受け付け 9階での受付期間中の火・木曜日は、午後7時30分まで時間を延長し受け付けします。

ただし、夜間の受け付けは完全予約制で、当日の受け付けはありません。

【市役所2階 こども家庭課】
8月21日(月)～31日(木)※土日・祝日を除く
休日窓口 8月20日(日)

こども家庭課窓口は、当日受け付けのみで、LINEで事前予約はできません。

▲養育扶助予約受け付けLINE

特別児童扶養手当の所得状況届

問 こども家庭課 ☎内線3614

特別児童扶養手当の受給者は、資格確認のために「所得状況届」の提出が必要です。この届け出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。

受付期間 8月10日(木)～9月11日(月)※土日・祝日を除く
休日受付 8月20日(日)
受付場所 市役所2階こども家庭課
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※案内通知に返信用封筒が同封されている人は、郵送での届け出が可能です。

※令和5年度の所得申告が済んでいない人は、現況届提出前に所得申告をしてください。

※来庁する人は、混雑が予想されるため、時間にゆとりを持ってお越しください。

税更正に伴う幼児教育・保育無償化の新規申請受け付け

問 こども未来課 ☎(876)7201

非課税世帯かつ保育の必要性があるお子さんの保育料無償化の申請を受け付けます。

対象者 次の対象施設・事業を利用する0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

対象施設・事業 ○私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)○預かり保育事業(私立幼稚園・認定こども園)○認可外保育施設○一時預かり事業○病児保育事業○ファミリーサポート事業

受付期間 8月25日(金)まで

※9月2日以降に申請された場合は、原則申請日からの認定となります。

※必要書類は、担当課窓口または市ホームページからダウンロードできます。

▲詳しくはこちら